

## 第78回国民スポーツ大会小城市売店設置運営要項

### 1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会小城市総務企画基本計画」に基づき、小城市で開催される「SAGA2024国民スポーツ大会」において、SAGA2024小城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が設置する売店（以下「売店」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

### 2 設置場所

売店は、原則として各競技会場に設置する。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 3 設置期間

売店の設置期間は、各競技の開催期間中とする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 5 出店数、出店位置及び規模

出店数及び出店位置は市実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント）とする。ただし、市実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 6 運営設備等

売店出店に伴う設備等は、次に掲げるものについては市実行委員会が準備する。ただし、市実行委員会は出店状況等に応じて、これを変更できるものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

なお、市実行委員会準備品以外に必要な備品等は、出店者で準備することとし、市実行委員会の許可を受けて、火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

### 7 経費負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。

- (2) 出店者は、市実行委員会が別に定める出店料を納付する。
- (3) 前号の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては市実行委員会が特に必要があると認めた場合は、出店料を免除することができる。
- (4) 前号の規定に基づき、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、市実行委員会の承認を受けなければならない。市実行委員会は免除の決定について、出店料免除決定通知書（様式第8号）を交付するものとする。
- (5) 出店を許可された者は、市実行委員会が指定する期日までに、指定する口座に出店料を振り込むものとする。なお、振込手数料は、出店者の負担とする。
- (6) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、市実行委員会が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

## 8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) 国民スポーツ大会関連グッズ
  - 国民スポーツ大会標章又はSAGA2024の大会ロゴ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はSAGA2024実行委員会の使用承認を得ているもの
- (2) スポーツ用品
- (3) 地元物産品
- (4) 飲食物
  - ア 製造加工品（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの）
  - イ 現地調理品（あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うものであること。）
- (5) 宅配便
- (6) その他市実行委員会が必要と認めたもの

## 9 出店者条件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件すべてに該当する者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
  - ア 申請時に1年以上、小城市内に店舗を有して営業を継続している者
  - イ 第73回大会以降の国体又は競技別リハーサル大会に出店実績のある者
  - ウ 競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者
  - エ その他実行委員会が認めた者
- (2) 次の条件のすべてに該当する者
  - ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
  - イ 法令等により許可又は登録を要する営業については、当該許可又は登録を受けて

いること。

ウ 当該出店業務に関する法令等の違反により、申請時点において過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物を販売する出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒発生等の行政処分を受けていないこと。

オ 申請書提出時点において、市税（小城市が賦課徴収するものに限る）の滞納がないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。

キ 従業員として、暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

## 10 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 出店概要書（様式第2号）
- (2) 出店従事者名簿、搬入車両予定表（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) その他実行委員会が必要と認める書類

## 11 出店者の選定

市実行委員会は、提出された出店申請書類について、本要項に基づいて審査を行うとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、市実行委員会は当該申請をした者を優先して選定することができることとし、これによりがたいときは、抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障がい者就労施設等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市実行委員会が適当と認めた者

## 12 売店出店許可証の交付

市実行委員会は、出店を許可した者に対し、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付確認後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

## 13 保健所への手続き

飲食物に関する営業許可を必要とする出店者は、保健所に必要な届出を行い、許可を証明する書類又は受付印が押された許可申請書等の写しを市実行委員会に提出しなければならない。

## 14 売店監督員

- (1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、SAGA2024小城市実施本部（以下「実施本部」という。）の係員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

## 15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

## 16 禁止事項

出店者及び従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) アルコール飲料（市実行委員会が地元特産品と認めるものを除く）及び危険物を販売すること。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 火気を使用すること。ただし、市実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (8) その他、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 17 遵守事項

出店者及び従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもと行い、発生したごみは、毎日各自で搬出及び処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。

- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が交付する駐車許可証を見やすい位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店につき1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服装は、清潔なものを着用し、市実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指示に従うこと。また、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、廃棄物収納容器は、蓋つきのものとし、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (13) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 19 事故等発生時の対応

売店において、事件若しくは事故等が発生したときは、売店責任者は速やかに初期対応にあたるとともに、直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見したときには、売店責任者は直ちに売店監督員又は実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 20 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けていたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他市実行委員会が不相当と認めたとき。

## 21 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、遅延なく出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 23 補填及び補償

（1）出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。

（2）出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を市実行委員会に請求することはできない。

## 24 その他

（1）この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における売店設置運営についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

### 附則

この要項は、令和5年3月27日から施行する。

SAGA2024小城市実行委員会  
会長 江里口 秀次 様

申請者住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

## 売店出店申請書

SAGA2024国民スポーツ大会において、SAGA2024小城市実行委員会が運営する大会競技会場に売店を出店したいので、第78回国民スポーツ大会小城市売店設置運営要項第10の規定に基づき申請します。

1 出店希望会場 \_\_\_\_\_ (競技名: \_\_\_\_\_)

2 出店期間 令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )

- 3 添付書類 (1) 様式第2号~様式第4号  
(2) 売店責任者及び従事者の本人確認書類  
(免許証、マイナンバーカード等の公的機関が発行した写真付きで本人確認  
ができるものの写し)  
(3) 営業に関する許可申請済書等の写し  
(4) 小城市税の納税(完納)証明書(写し可) ※市内に店舗を有する場合  
(5) その他市実行委員会が必要と認める書類

※出店申請書は、出店を希望する「競技毎」に1通ずつ市実行委員会へ提出してください。

## 出店概要書

所在地	〒		
フリガナ 商号又は名称			
フリガナ 代表者氏名			
連絡先	【電話】	【FAX】	
	【Email】		
フリガナ 出店担当者			
業種			
主要取扱品目 (該当品目を○で囲んでください。)	国スポ関連グッズ・スポーツ用品・地元物産品(土産品)・飲食物・宅配便・ その他( )		
国体等出店実績	実績がある場合は、出店した市町村名を記入してください。 有( ) ・ 無		
営業開始年月	年 月 日	従事者数	人
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有 ・ 無

販売品目価格等一覧表				
NO.	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
持込備品一覧(小城市実行委員会設営備品以外)				
NO.	備品名称等	規格・数量等	持込目的	備考
1				
2				

※項目欄が不足する場合は、別紙に追加してください。



## 出店従事者名簿、搬入車両予定表

商号又は名称	
出店希望会場	

## 1 従事者名簿

従事日	出店責任者	従事者	従事者	従事者	従事者
月 日	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
月 日	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
月 日	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
月 日	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
月 日	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

## 2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類には、「2tトラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の欄は「無」に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台ですが、駐車スペースの状況によって、遠方の駐車場所を指定する場合があります。

※ケータリングカーにて販売を行う場合にも、車両サイズ等を記入してください。

## 3 設営備品持込備品一覧（火気を取り扱う場合は、必ず記入してください。）

備品名	規格等	持込目的

※各表の行が不足する場合は、用紙をコピーして提出してください。

SAGA2024小城市実行委員会  
会長 江里口 秀次 様

申請者住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

## 誓約書兼承諾書

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」小城市競技会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ないことを誓約します。また、誓約内容を確認するため、SAGA2024小城市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請にあたり、「第78回国民スポーツ大会小城市売店設置運営要項」を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同法第2条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 3 従事者として、暴力団員等を使用し、または雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒等における行政処分を受けていません。
- 5 出店に際して、出店位置や出店時間等の運営方法について、SAGA2024小城市実行委員会に異議申し立てをしません。

(連絡担当者)

担当者<sup>フリガナ</sup>氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

E-mail： \_\_\_\_\_

商号又は名称

代表者役職名及び氏名

様

SAGA2024小城市実行委員会

会長 江里口 秀次

## 売店許可決定通知書

SAGA2024小城市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店出店について、下記のとおり許可することを決定しましたので通知します。つきましては、下記指定口座へ 月 日 ( ) までに出店料の支払いをお願いします。出店料の納入確認後に「売店出店許可証」を交付します。

### 記

- 1 出店会場 \_\_\_\_\_ (競技名: \_\_\_\_\_)
- 2 出店許可期間 令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )
- 3 出店形態 \_\_\_\_\_ テント \_\_\_\_\_ ・ その他 ( \_\_\_\_\_ )
- 4 出店料 \_\_\_\_\_ 円
- 5 指定振込口座

### 【問い合わせ】

SAGA2024小城市実行委員会

担当:

電話番号:

FAX:

様式第6号

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名

様

SAGA2024小城市実行委員会

会長 江里口 秀次

## 売店出店許可証

SAGA2024小城市実行委員会が設置、運営する競技会場内の売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者役職名 及び氏名	
出店許可会場	(競技名 : )
出店許可期間	令和 年 月 日( ) ~ 令和 年 月 日( )
出店許可品目	
駐車場許可台数	台
遵守事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・本許可証を売店内に掲示すること</li><li>・売店設置運営に関しては、第78回国民スポーツ大会小城市売店設置運営要項及び関係法令を遵守すること。</li></ul>

SAGA2024小城市実行委員会  
会長 江里口 秀次 様

申請者住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

## 売店出店料免除申請書

SAGA2024小城市実行委員会が設置、運営する競技会場内の売店出店料について、  
第78回国民スポーツ大会小城市売店設置運営要項7（4）の規定に基づき申請します。

### 記

1 出店会場 \_\_\_\_\_（競技名： \_\_\_\_\_）

2 免除申請の理由

（該当項目の左欄に○を記入）

<input type="checkbox"/>	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 （平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
<input type="checkbox"/>	行政機関等
<input type="checkbox"/>	その他、SAGA2024小城市実行委員会において特に必要と認めるもの

### 【問い合わせ】

SAGA2024小城市実行委員会

担当：

電話番号：

FAX：

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

SAGA2024小城市実行委員会  
会長 江里口 秀次

## 出店料免除決定通知書

SAGA2024小城市実行委員会が設置、運営する大会競技会場内の売店出店料について、下記のとおり免除します。

### 記

1 免除対象出店会場 \_\_\_\_\_ (競技名: \_\_\_\_\_)

2 免除理由

(該当項目の左欄に○を記入)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等
	行政機関等
	その他、SAGA2024小城市実行委員会において特に必要と認めるもの

### 【問い合わせ】

SAGA2024小城市実行委員会

担当:

電話番号:

FAX: